◆京都の労働メールマガジン　第1号◆

発行　2018年9月20日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月1回発信します。是非、ご登録ください。

──☆★☆今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ☆★☆─────────────────────

【１】 京都府最低賃金の改正が告示されました－時間額882円　平成30年10月1日発効－

【２】 「再チャレンジコーナー」を京都ジョブパークにオープン

【３】 「就労環境改善サポート補助金」の後期募集、10月1日開始

【４】 「働き方改革セミナー」参加者募集

【５】 知ってほしい！労働法の基礎知識　─「36協定」の労働者代表について─

【６】 「京都スマートシティエキスポ2018」来場者募集

【１】京都府最低賃金の改正が告示されました－時間額882円　平成30年10月1日発効－

　京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、26円引き上げ､882円に改正され、平成30年10月1日から発効します。

最低賃金は、どのような雇用形態（パートタイマー、アルバイト、歩合給等）でも、京都府内の事業場で働く全ての労働者と使用者に適用され、原則として最低賃金額以上の金額を支払う必要があります。

最低賃金制度については、こちらの厚生労働省のホームページで御確認ください。

<https://pc.saiteichingin.info/>

なお、厚生労働省は最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業を実施しています。

<https://pc.saiteichingin.info/chusyo/index.html>

【２】 「再チャレンジコーナー」を京都ジョブパークにオープン

　9月3日、京都ジョブパーク内に、新規学卒3年以内に離職した若者等（概ね35歳未満）を対象とした再就職支援を行う「再チャレンジコーナー」を開設。このコーナーでは、職業適性や業務内容の理解を促進するためのキャリアカウンセリング、社会人スキルの再習得セミナー、インターンシップ等のカリキュラムを用意し、早期離職者等の就職への再チャレンジをサポートします。

　京都府では、今年3月に厚生労働省京都労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と京都府雇用対策協定を締結し、7月には府内の全大学との間で就職支援協定を締結しました。「再チャレンジコーナー」は両協定の関係者で進める全国で初めての連携事業です。

コーナーについての詳細はこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/rechallenge.html>

【３】就労環境改善サポート補助金の後期募集、10月1日（月）開始

　京都府では、就労環境の整備、長時間労働の削減などの取組を支援しています。

京都府社会保険労務士会が実施する就労環境改善アドバイザーの派遣をうけて就労環境の改善に積極的に取り組む中小企業を支援します。

補助金について詳しくはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/documents/hojokinn516.pdf>

【４】「働き方改革セミナー」参加者募集

　京都府では、人手不足が深刻化している中小企業の経営者や労務担当者を対象に業界別に「働き方改革セミナー」を実施します。

・観光関連産業の方　10月4日（木）13:30～16:40　宮津シーサイドマートミップル

・ものづくり関連産業の方　10月11日（木）13:30～16:40　京都テルサ東館3階D会議室

申込み方法など詳しくはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/suportcenter-seminar.html>

【５】知ってほしい！労働法の基礎知識　─「36協定の締結」労働者代表についてー

「労働法の基礎知識」について、京都府の労働相談に寄せられた事例をもとにアレンジして、シリーズで紹介します。

（相談内容）

　私の職場で「36協定を締結するので、労働者の代表を選出する」と聞きました。

　労働者の代表はどのように選ばれるのですか。

Ｑ　「36協定」とはどういうものですか。

Ａ　使用者が労働者に時間外労働・休日労働をさせるためには、「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」が必要です。労働者の過半数で組織する労働組合（過半数労働組合）がある場合は、その労働組合と、過半数労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と、書面による協定を締結しなければなりません。

　それぞれの場合について、詳しく見てみましょう。

過半数労働組合の要件

・事業場に使用されているすべての労働者の過半数で組織する労働組合であること

「すべての労働者」とは、正社員だけでなく、パートやアルバイト、非組合員である管理監督者も含むすべての労働者です。

過半数代表者の要件

・事業場に使用されているすべての労働者の過半数を代表していること

・民主的な正しい手続で選出されたこと

・労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと

　　「管理監督者」とは、労働条件の決定その他労務管理について使用者と一体的な立場にある人を指します。

Ｑ　過半数代表者を選出する手続は、どのように決められていますか。

Ａ　選出手続は、投票、挙手の他に、労働者の話し合いや持ち回り決議などでもかまいませんが、労働者の過半数がその人の選任を支持していることが明確になる民主的な手続がとられていることが必要です。また、正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含むすべての労働者が手続に参加できるようにする必要があります。

　過半数代表者を使用者が指名した場合や、社員親睦会の幹事などを自動的に選任した場合は、その人は36協定を締結するための過半数代表者とはなりません。

　京都府労働相談所では労働相談を受け付けています。フリーダイヤル0120-786-604

京都府労働相談所についてはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/14600009.html>

【６】「京都スマートシティエキスポ2018」来場者募集

　今年で5回目となる「京都スマートシティエキスポ」。国際的なビジネス交流や技術交流を通じて、京都・けいはんなからスマートシティを共創・発信し持続可能社会の実現に貢献します。

　環境・エネルギー、交通、健康、文化・教育など、ＩＣＴを基盤とした様々な分野の専門家・研究者・企業等が国内外から集結。ビジネスマッチングの機会を提供しますので、ぜひ、ご来場ください。

日時　平成30年10月4日（木）・5日（金）10:00～17:00(予定)

会場　けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）ほか

アクセス　<https://expo.smartcity.kyoto/access>

入場料　無料

WEBサイト　<https://expo.smartcity.kyoto/>

　※インターネットからの事前申込制（※当日申込もあり。ラボトリップは事前申込制）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 労働・雇用政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８２

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：[rodo-koyo@pref.kyoto.lg.jp](mailto:rodo-koyo@pref.kyoto.lg.jp)

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。